

「スポーツツーリズム市場調査」業務委託 仕様書

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正のうえ契約を締結する。

1 委託業務名

「スポーツツーリズム市場調査」業務委託

2 委託期間

契約日から令和7年3月14日（金）まで

3 目的

埼玉県は、首都圏の中央に位置し、鉄道網、道路網等の整備により交通の利便性が高く、年間の快晴率が全国トップレベルであり、スポーツ大会・イベントの開催等が実施しやすく、スポーツに適した立地環境となっている。

一方、豊かな自然、景観に恵まれている地域も多く存在し、四季折々の風景を楽しみながらの登山やハイキング、ウォーキング、マラソンが各地域で行われている。

また、県内にはキャンプや釣り、カヌー、ラフティング等、川や水に親しむスポーツが楽しめる機会や場所も豊富に存在しており、スポーツツーリズムを推進することで観光入込客数と観光消費額の増加が期待できる。

当業務委託は、「①埼玉県のスポーツ観光に関する資源や関連人口等の現況調査、②当該スポーツのバスケット分析の対象となり得るモノ／コトの洗い出し、③これらに組み合わせる、あるいは相性の良いルートの検討、④そのために必要な投資と期待される投資効果、⑤効果を最大化するための広報ターゲット等」を調査することにより、令和7年度以降のスポーツツーリズム施策に資することを目的とする。

4 委託業務の内容

(1) スポーツツーリズム市場調査・分析

県内をスポーツ関連にて訪問・観光した方の実態調査を行う。これにより、観光と親和性が高く、周辺への経済波及効果が期待できるスポーツ種目を絞り込むとともに、親和性の高い消費行動を特定する。

① 調査業務の準備

- ・ 調査業務全体の進行計画を作成すること。

② 実施体制

- ・ 受託者は本事業を遂行するために十分な人員体制を準備すること。
- ・ 調査に対する問い合わせ等に対応できるよう、調査担当者を置くこと。
- ・ スポーツ関連イベントや拠点におけるアンケート調査を実施する場合のイベント

主催者や拠点等への協力依頼については、原則、委託者と協議の上、事業者が行うこと。

③ 調査方法

- ・ 以下「ア、イ」の調査により観光振興に有意義と考えられるスポーツ種目を絞り込む。
- ・ その上で、「ウ、エ」について実施する。

ア 専門家ヒアリング

イ 文献調査

ウ 県内をスポーツ関連にて訪問・観光した方へのWebアンケート調査

エ スポーツ関連イベントや拠点におけるアンケート調査

- ・ 上記「ウ」のWebアンケート調査は以下のとおり実施すること。

＜調査対象＞

- ・ 県内をスポーツ関連にて訪問・観光した方を調査対象として設定すること。

＜アンケートフォーム作成＞

- ・ Webアンケートの設計を行うこと。
- ・ 回答画面のデザイン・色・配置等、回答しやすいアンケートフォームを構築すること。
- ・ 最終デザインは委託者と協議の上、決定すること。
- ・ 不正回答者の排除を適切に行い、未回答・誤回答・矛盾回答を防止または排除すること。なお、「不正回答者」とは、以下のものを指す。
 - ・ 重複・なりすましと判断されるもの
 - ・ その他の理由で回答として不適切だと判断されるもの
- ・ 必要な修正については、受託者の負担で行うこと。

＜アンケート配信＞

- ・ インセンティブ制度を導入する等、回答率を高めるための方策を提案すること。

＜調査項目＞

- ・ スポーツ観光関連の消費額、ニーズや参加目的等を把握し、本事業の業務目的を達成するような調査項目を、以下の「調査項目例」を参考に選定すること。なお、以下に示す「調査項目例」に捉われず専門的な知識や経験を活かした効果的な調査項目を提案すること。
- ・ 調査項目は30項目程度とし、提案すること。その後、委託者と協議の上、決定する。
- ・ 調査項目は原則全ての調査対象で共通とするが、スポーツイベントとスポーツアクティビティで別の調査項目とした方が効果的な分析が可能となる場合は、その旨を提案すること。

(調査項目例)

- (ア) 性別、年齢、居住地、職業、世帯年収
 - (イ) 来場手段、帯同者の有無
 - (ウ) 宿泊の有無、宿泊先、滞在日数
 - (エ) 滞在時における訪問施設、周遊ルート
 - (オ) 滞在時に掛かった金額
 - (カ) 滞在のきっかけ、確認した広告媒体 など
- ・ 上記「エ」のスポーツ関連イベントや拠点におけるアンケート調査は以下のとおり実施すること。

＜調査対象イベントや拠点＞

- ・ 委託者と協議の上、決定すること。

＜調査項目＞

- ・ Webアンケート調査に準じること。

④ 調査結果分析

ア 調査結果の集計

- ・ 集計方法については、専門的観点から提案を行うこと。

イ データ分析

- ・ 業務目的に沿ったデータ分析手法を委託者に提案すること。
- ・ 分析は、文章化だけでなくグラフ等を作成し行うこと。
- ・ 競技人口、競技施設数を整理の上、観光との親和性が高く、周辺への経済波及効果が期待できる種目を絞り込むこと。
- ・ 当該スポーツ種目と親和性の高い消費行動を特定すること。

(2) 施策提案・投資算出

① アンケート分析結果による施策提案

- ・ アンケート分析結果から得られた内容や、国内外の成功事例等を踏まえ、施策提案を行うこと。
- ・ 施策提案は、7月末までに中間報告を行い、委託者と方向性等について議論すること。その結果を踏まえ、8月以降に改めて提案すること。

② 各種施策内容における投資・投資効果の算出

- ・ 掛かりうる投資金額と投資に見合う経済効果があるかを検証し、提示すること。

③ 観光客の増加数と経済効果の算出

- ・ 上記施策実施時のスポーツ観光客の増加数と経済効果を算出し、提示すること。

④ 課題の抽出

- ・ 各種施策実施時における課題を抽出するとともに、課題解決における投資費用を算出すること。

⑤ スケジュール

- ・ 各施策のスケジュールリングを実施し、提示すること。

(3) プロモーション施策の提案

上記施策効果を最大化するための広報ターゲット等を提案すること。

5 業務報告

受託者は、事業の結果を取りまとめた報告書を作成し、県に電子データを提出すること。

また、契約終了後、業務完了報告書とともに検査を受けること。提出先は、埼玉県産業労働部観光課 DMO支援・観光振興担当（埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号）とする。

6 その他

- (1) 本業務の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者および作業者を定めるとともに、業務実施体制を明らかにすること。
- (2) 受託期間中は、専任の担当者（県との連絡調整担当者）を配置し、常時連絡を取れる体制にすること。
- (3) 事業実施スケジュールを作成し、県に提出すること。
- (4) 受託者は、作成したスケジュールに基づき、進捗状況を適宜県に報告すること。
また、必要に応じて適宜委託者と受託者の打ち合わせの場を設けること。
- (5) その他、定められた予算の範囲内において、埼玉県のスポーツツーリズムの推進に資する調査等があれば独自に提案すること。

7 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本業務において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意し、疑義が生じない内容とすること。
- (2) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等の中で第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (3) 本業務の成果物等に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、原則として全て県に帰属するものとする。
- (4) 本業務の成果物等の第三者への使用許諾は、埼玉県が行うものとする。

8 業務実施に関する留意事項

- (1) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。
 - ① 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
 - ② 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

- (2) 受託者等は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の適用を受けるものとする。
- (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行うものとする。
- (8) 提出された書類等は、埼玉県情報公開条例に基づき情報公開の対象になる場合がある。

連絡・問合せ先

埼玉県産業労働部観光課DMO支援・観光振興担当

電話：048-830-3955